名称　神戸六甲アイランド東水路第二号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南南東方約四・〇キロメートル）
北緯　三四―三八―三二
東経　一三五―一八―三九
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日　平成二十九年四月二十六日

名称　神戸六甲アイランド東水路第三号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南東方約七〇〇メートル）
北緯　三四―四〇―二一
東経　一三五―一八―〇七
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日　平成二十九年四月二十六日

名称　神戸六甲アイランド東水路第四号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の東方約一・一キロメートル）
北緯　三四―四〇―三〇
東経　一三五―一八―二八
塗色及び構造　緑色円すい形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日　平成二十九年四月二十六日

名称　中島川第一号灯浮標
位置
所在地　阪神港尼崎西宮芦屋区（大阪北港北灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯　三四―四〇―二八
東経　一三五―二二―三七
廃止年月日　平成二十九年四月二十八日

名称　中島川第二号灯浮標
位置
所在地　阪神港尼崎西宮芦屋区（大阪北港北灯台の西方約二・三キロメートル）
北緯　三四―四〇―二二
東経　一三五―二二―三八
廃止年月日　平成二十九年四月二十八日

名称　中島川第三号灯浮標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪北港北灯台の北西方約二・一キロメートル）
北緯　三四―四〇―四六
東経　一三五―二三―三四
廃止年月日　平成二十九年四月二十八日

名称　神戸六甲アイランド東水路中央第二号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南東方約一・一キロメートル）
北緯　三四―四〇―一一
東経　一三五―一八―二一
廃止年月日　平成二十九年五月十日
記事　一時撤去中のところ廃止

名称　神戸六甲アイランド東水路中央第三号灯標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の北方約二・七キロメートル）
北緯　三四―四二―〇〇
東経　一三五―一七―二九
廃止年月日　平成二十九年五月十日

名称　四日市港昭和四日市石油シーバース灯
位置
所在地　三重県四日市港第二区（四日市港東防波堤南灯台の東南東方約四・六キロメートル）
北緯　三四―五五―五〇
東経　一三六―四二―一〇
撤去年月日　平成二十九年五月十日
記事　一時変更

名称　大阪新島埋立区域K灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―三七―五〇
東経　一三五―二一―五九
廃止年月日　平成二十九年五月二十四日

名称　大阪新島埋立区域L灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三七―四二
東経　一三五―二一―四九
廃止年月日　平成二十九年五月二十四日

名称　大阪新島埋立区域M灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・五キロメートル）
北緯　三四―三七―三五
東経　一三五―二一―三九
廃止年月日　平成二十九年五月二十四日

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年六月十四日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　名古屋港東航路第二号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（伊勢湾灯標の北方約一・六キロメートル）
北緯　三四―五七―〇七
東経　一三六―四七―二九
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十九年四月二十八日

名称　名古屋港東航路第四号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（金城信号所の南南西方約八・六キロメートル）
北緯　三四―五七―五七
東経　一三六―四八―〇九
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十九年四月二十八日

名称　神戸六甲アイランド東水路中央第一号灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南南東方約五・三キロメートル）
北緯　三四―三七―四六
東経　一三五―一八―三二
変更した事項　名称
変更年月日　平成二十九年五月十日

名称　神戸六甲アイランド東水路中央灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南南東方約五・三キロメートル）
北緯　三四―三七―四六
東経　一三五―一八―三二
変更した事項　灯質
変更年月日　平成二十九年五月十日

名称　沖ノ白石灯台
位置
所在地　岡山県笠岡市（白石島沖ノ白石）
北緯　三四―二四―五九
東経　一三三―三〇―五一
変更した事項　灯質　単せん白光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十九年五月十六日